



資本的支出と修繕費

資本的支出と修繕費の区分

固定資産の修理や改良等のために支出した金額は、新たな固定資産の取得と考えると減価償却費として損金にする「資本的支出」と、支出した年度に全額を損金とする「収益的支出（修繕費）」とに区分されます。固定資産の使用可能期間を延ばす、固定資産の価値を高める、といった支出は「資本的支出」と、固定資産の通常の維持管理、や、固定資産の現状回復、のための支出は「修繕費」と基本的に考えます。

資本的支出となる金額の計算は以下のように定められています。

(1) 使用可能期間の延長

図表1の算式で計算します。

(2) 価値の増加

図表2の算式で計算します。

資本的支出と修繕費の例示と形式基準

資本的支出と修繕費の考え方は前記のようになっていますが、実務上で「使用可能年数」や「時価」

たとえば、支出金額500万円、支出しない場合の残存使用可能年数2年、支出後の使用可能年数5年の場合、資本的支出の金額は300万円、修繕費の額は200万円となります。

たとえば、支出金額500万円、通常の管理または修理をしていた場合の時価600万円、支出後の時価950万円の場合、資本的支出の金額は350万円、修繕費の額は150万円となります。

などを計算するのはとても困難です。そこで、法人税法の基本通達（行政が法令を解釈する際の指針）では、形式的な区分による処理も認められています（図表3参照）。

(1) 20万円未満の場合

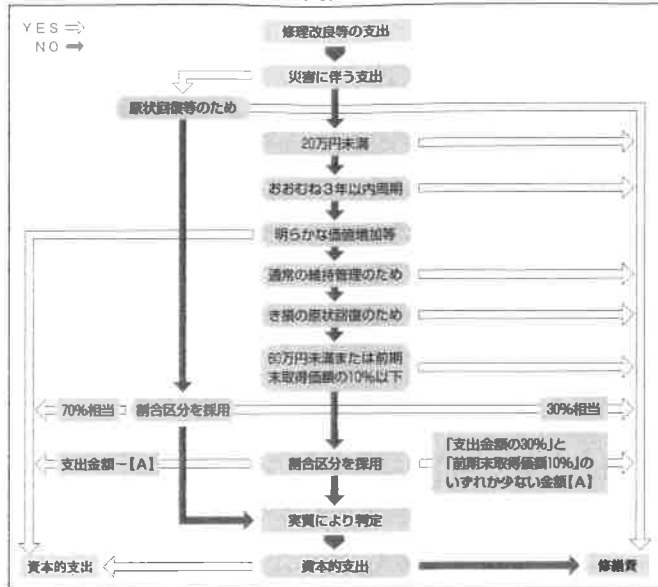
同一計画に基づく同一資産への

(2) 3年以内周期の場合

修理改良等の支出金額の合計額が20万円未満であれば、全額が修繕費となります。

その資産への修理改良等がおおむね3年以内の周期で行なわれていることが過去の実績等で明らか

図表3 資本的支出と修繕費の形式的区分基準



図表1 修理して使える期間が伸びたときの計算式

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出金額}) \times \frac{(\text{支出後の使用可能年数}) - (\text{支出しない場合の残存使用可能年数})}{(\text{支出後の使用可能年数})}$$

【本文の例の場合】

資本的支出の金額	500万円 × $\frac{5年 - 2年}{5年}$	= 300万円
修繕費の額	500万円 - 300万円	= 200万円

図表2 修理等で価値が上がったときの計算式

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出後の時価}) - (\text{通常の管理または修理をした場合の時価})$$

【本文の例の場合】

資本的支出の金額	950万円 - 600万円	= 350万円
修繕費の額	500万円 - 350万円	= 150万円

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満 広

総論(予定)テーマ

- ⑩減価償却資産と法人税
- ⑪減価償却の変更と中古資産
- ⑫資本的支出と修繕費
- ⑬リース資産の取扱い
- ⑭繰延資産の取扱い
- ⑮繰却資産の取扱い

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。